

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大樹町は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護にとりくんでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

北海道大樹町長

## 公表日

平成27年2月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務(賦課・徴収)
②事務の概要	<p>固定資産(土地・家屋・償却資産)の評価、賦課、証明書発行等の事務を行う。 また、地方税法及びその他の法律等に基づき、地方税の収納管理事務、滞納整理事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①固定資産税課税台帳 ②納税者の固定資産の登録・抹消情報の申告 ③価格に関する審査の申出 ④固定資産税の賦課決定・更正等 ⑤固定資産税の減免に関する事務 ⑥納税者への税額通知書 ⑦賦課情報に基づく各種証明書 ⑧口座情報の管理、異動、照会 ⑨他自治体等の調査回答、他自治体等への税務調査 ⑩固定資産税の収納管理・還付処理 ⑪未納・滞納者への督促、催促及び実態調査・滞納処分の執行等 ⑫収納情報に基づく納税証明書等</p> <p>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するにあたり、情報提供に必要な情報を中間サーバーに保存する。</p>
③システムの名称	固定資産税システム、総合収納管理システム、eLTAXシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)固定資産税システムファイル、(2)総合収納管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(27の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長	課長 郷原 憲治
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大樹町 総務課 089-2195 北海道広尾郡大樹町東本通33番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大樹町 町民課 戸籍担当 089-2195 北海道広尾郡大樹町東本通33番地

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

